

令和3年第4回

教育委員会（定例会）会議録

交野市教育委員会

1. 招 集 令和3年3月26日（金）午後4時00分
2. 開 会 令和3年3月26日（金）午後4時00分
3. 閉 会 令和3年3月26日（金）午後5時50分
4. 出席委員 北田 千秋教育長
村橋 彰教育長職務代理者
亥埜 誠治委員
伊丹 香寿美委員
長谷川 深雪委員
5. 事務局 大湾喜久男 教育次長兼教育総務室長・和久田寿樹 学校教育部長
長・足立多恵 学校教育部長・竹田和之 生涯学習推進部長・西井大介 教育総務室長代理・今井靖志 学校教育部長次長・本多章博 生涯学習推進部長次長・殿山泰央 まなび舎整備課長・大隅昌之 指導課長・仁木裕美 まなび未来課長・福田美樹 社会教育課長
6. 議事日程

日程	1	会議録署名委員の指名
日程	2	会議時間決定
日程	3	報告第 3号 教育長の報告について
		請願陳情 一体型小中一貫校計画において市民プールを利用することについての請願陳情
		議案第 8号 交野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
		議案第 9号 交野市立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について

議案第 10 号 交野市いじめ防止基本方針の改訂に
ついて

議案第 11 号 「大阪府公立学校長（任期付）」の令和
4 年度任用に係る意向調査について

7. 議事内容

西井室長代理 皆さま、こんにちは。只今より第4回教育委員会定例会を開催
いたしたいと思います。教育長、本日の会議進行のほどよろしく
お願いいたします。

北田教育長 はい、では開催の前に事務局から本日の出席状況の報告をお願い
いたします。

西井室長代理 本日の定例会の出席状況を報告いたします。本日の出席者は5
名でございます。

同時に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第
3項の規定により本会議は、成立いたしますことをご報告いたし
ます。

北田教育長 報告はお聞きのとおりです。次に、本日のこの会議でございま
すが、地教行法第14条第7項の規定により公開にしたいと思
いますが、ご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし

北田教育長 ご異議がございませんので、公開いたします。

本日、傍聴希望がございますので、傍聴を許可したいと思います。
事務局、準備をお願いします。

それでは只今から、令和3年第4回教育委員会定例会を開催
いたします。

まず、日程1「会議録 署名委員 指名」を議題といたします。

会議録 署名委員 の指名につきましては、交野市教育委員会
会議規則第 20 条の規定に従い教育長が指名することとしてよろ
しいでしょうか。

各委員 異議なし

北田教育長 ご異議がありませんので、村橋教育長職務代理者を指名しま
す。

次に、日程 2「会議時間決定」を議題といたします。

会議時間決定につきましても、教育長一任とさせていただいて
よろしいでしょうか。

各委員 異議なし

北田教育長 では、ただ今から 18 時までといたします。続いて、報告第 3
号「教育長の報告について」、報告事項 1 の「令和 3 年第 2 回議
会（定例会）一般質問及び答弁の要旨について」ですが、既に資
料を見ていただいていると思いますので説明は省略させていた
だき質疑に入りますが、質疑はありませんか。

長谷川委員 79 ページ「放課後児童会のあり方について」の質問に対する
答弁の中でお聞きしたい点が一つあります。

「子ども子育て会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しく
は説明の必要な協力を求めることができる。」という部分です。

事務局として放課後児童会運営委員会委員から数名の出席に
ついて提案したいと考えております、とあります。出席を提案し
てどのような流れで選出されて、どの会議から児童会の委員が子
ども子育て会議に出席されるのか、もし分かれば教えていただき
たいと思います。

竹田部長 答弁のところにございますように、子ども・子育て会議条例に、

委員以外の出席を求め意見を聞くということでございますので、今考えておりますのは、放課後児童会運営委員会の会長、保護者の代表として入っていただいている委員の方に出席をお願いしたいと考えております。ただ、子ども・子育て会議にはまだ諮っておりますし、一応会長にはそういう旨はお伝えしておりますが、正式には決定はしておりません。

長谷川委員 新年度の会長ということですね。

竹田部長 はい。

村橋教育長職務代理者 答弁の関係ではないんですが、よろしいですか。

北田教育長 どうぞ。

村橋教育長職務代理者 令和2年度の取組みということで、交野が原学園が文部科学大臣の優秀教職員表彰を受けましたが、この件について議会の方には報告していただいているんですか。

北田教育長 議会の方への報告はしておりません。その前の大阪府の優秀教職員表彰を受けたときに、第一中学校区の3名の校長が市長を表敬訪問しました。

今年度は2月に先ほどの盾と表彰状をもらいましたので、新年度4月以降になるかと思いますが、また表敬訪問というかたちで市長の方に訪問させていただいて広報に写真を載せたりして市民の方にもお知らせしたいと思っております。

他にいかがでしょう。

北田教育長 市長が答弁の中で、施設一体型小中一貫校の質問に83億円の云々となってお答えされてるんですが、実際その83億円という数字がよく出るんですが、新しい学校をつくる建物の建築費が

83 億円と誤解されている方もいらっしゃいますし、これは歩道とか緑道整備とか下水の付け替えとか全てひっくるめての金額ですので、なかなか正確に伝わっていないということもありますので、ここは議員もそうですが、できるだけ一般の市民の方にも地域の方にも伝わるような工夫が今後必要かなと思います。
他にいかがでしょう。

各委員 質疑なし

北田教育長 質疑なしと認めます。ではこれで報告事項1の「令和3年第2回議会（定例会）一般質問及び答弁の要旨について」を終わります。

次に、報告事項2の「交野市立第一中学校区 魅力ある学校づくり事業の状況について」を議題といたします。

まなび未来課、まなび舎整備課続けて説明をお願いします。

仁木課長 まなび未来課からは、開校準備委員会の今年度の取組み内容と令和3年度の予定について報告いたします。

全体会では、校名について公募・検討の結果、「交野みらい」を選定し、12月教育委員会定例会にて、報告させていただきました。小学校統合校の校名「（仮称）交野みらい小学校」については、令和3年度中に条例を改正する予定で進めてまいります。また、校章については、4月7日までの公募を経て、開校準備委員会で選定することとしており、デザインの校正や選定の方法について検討しているところです。現在の応募状況ですが、応募資格である「交野市に愛着のある方」として、市内・市外から、34名、48点の応募をいただいている状況です。引き続き、校章の選定を進め、校章・校歌の決定を行います。

次に、通学安全部会です。今年度、（仮称）交野みらい小学校への通学路（案）を設定するにあたり、危険個所の把握に努め、各関係機関へ要望書を提出いたしました。

交野警察署においては引き続き調査・検討している一部の要望項目について遅くとも 7 月までに回答が示される予定であります。道路管理者からは要望に対する回答があり、令和 4 年度の小学校統合のみならず令和 7 年度までに開校予定の（仮称）交野みらい学園でも通学路として使用することや、現在使用している通学路を基本とし集中して安全対策を講じることができるよう検討しています。

令和 3 年度においても安全に通学できるように通学路の設定や見守りの体制づくりなどについても検討を進めますが、部会からは市として見守りの人的支援等を要望する声をいただいています。

最後に、地域協働部会です。令和 4 年 4 月の小学校統合を機に、第一中学校区でのコミュニティ・スクールの導入をめざす中で、今年度は、「地域とともにある学校」としての制度の理解を深めることに重点を置き、先進事例などを交えながら、協議を進めてきました。

具体的には、学校支援の基盤となる「できること」「やりたいこと」の洗い出しや学校要望の把握、学校支援の組織体制、更には学校運営協議会へとつながるコミュニティ・スクール準備委員会の立ち上げについてです。

令和 3 年度は、より具体的な検討として、コミュニティ・スクール導入後の支援を想定し、支援内容についてトライ＆エラーを実践し検証作業を行うこと、支援組織における統括推進員、校区推進員の人選を行うこと、学校運営協議会を運営するための組織や法整備などについて準備委員会で議論を行う予定としています。

（仮称）交野みらい小学校開校となる令和 4 年 4 月まで残り 1 年となり、来年度 4 月から、多少メンバーの入れ替えはございますが、校章・校歌、通学路の決定、コミュニティ・スクールの始動など、開校に向けての準備を引き続き進めてまいります。

報告は、以上となります。

殿山課長

続いて、まなび舎整備課より報告いたします。

1点目の報告です。前回2月の教育委員会定例会にて報告いたしました、交野小学校敷地における施設一体型小中一貫校の工事期間中に、小学校の統合校舎となります「長宝寺小学校における小学校統合整備事業」の仮設校舎整備および既存校舎改修工事の2つの事業についてです。

既存校舎改修工事について、議会での議決を経て、税込み1億6千4百20万8千円にて、北口建設工業株式会社交野営業所と、契約を締結いたしましたことを報告いたします。

また、仮設校舎整備については現在、関係所管との協議および実施設計図書の作成に入っており、今後、建築確認申請の後、概ね7月中旬の夏季休業期間には着工になるものと考えています。

仮設校舎整備および既存校舎改修工事の2つの事業は、今後の業者との打ち合わせで工事工程などが明確になるなど、事業の進捗に合わせ、特に長宝寺小学校の保護者への説明を行いたいと考えているところです。

2点目の報告です。3月6日（土）に開催いたしました「第2回 かたのあしたのがっこう 講演会」の参加人数は約160名でした。今回、新型コロナウイルス感染症対策のため申込制といたしましたが、YouTubeでライブ配信し、会場に来られない方でもご覧いただけるよう努めてまいりました。

3点目の報告です。その講演会の会場入口付近に設置していただきました「（仮称）交野みらい学園」の完成模型とイメージパースなどを、より多くの方々にもご覧いただけるよう、現在、市役所本庁、ゆうゆうセンター、そしてこの青年の家の1階ロビーに展示させていただいています。本庁とゆうゆうセンターの展示は3月22日（月）から3月31日（水）まで、青年の家での展示は3月19日（金）から5月31日（月）までです。こちらも近日中にホームページでもご案内したいと考えております。

4点目の報告です。「（仮称）交野市立交野みらい学園 施設一

体型小中一貫校 基本設計」について、別紙のとおり基本設計書（概要版）が完成しましたのでご報告いたします。

こちらの基本設計書（概要版）は市議会に報告するとともに、第一中学校区の現在の小学校 1 年生から 5 年生、中学校 1 年生と 2 年生の保護者向けに、交野小学校、長宝寺小学校、第一中学校の 3 校に配布いたしました。4 月になりますと、小学校と中学校に入学する新 1 年生へも配布する予定です。基本設計書（概要版）の最終ページになります P.13 には QRコードと URL の記載があり、そこから、まなび舎整備課のホームページをご覧になれます。その中で講演会でもご覧いただきました CG によるイメージ動画と基本設計書（概要版）もご覧いただくことができるようになっています。今後、こちらの概要版を第一中学校区での回覧や、学校関係団体へ配布するなど、情報提供に努めてまいります。報告は以上となります。

北田教育長 説明が終わりました。まず、まなび未来課の方からの質疑に入ります。質疑はありませんか。

村橋教育長職務代理者 登下校の安全確保についてですが、教育委員会の場でも再三いろんな議論をされて意見が出ていると思いますが、改めて言わせていただくと、今の説明を聞いたところによると、安全を確保できないところについては市に意見等を申し出てるというところですが、大前提は地域や保護者で日々の登下校の安全面はやっていただいている。しかし工事期間中については、安全確保が難しいというところについては、市として人的支援はぜひとも、要望だけで終わって実際に付かないというのはとんでもないです。実際付けていただくかたちでお願いをしたいと思っております。

北田教育長 通学安全部会の方からも、夏の暑い中とか地域を歩いていただいて通学路はここはどうだということを考えていただいて、なおかつ、また通学路の集約をしたらより安全が保てるのではない

か、というようなことで、さまざま考えていただきましたので、そのへんの努力が無駄にならないように努力してよかったと思えるように、我々も当然支援すべきかと考えます。

特に 12 月の陳述の時に、通学路の安全ということで陳述されて、そのまとめの中で我々 5 人が、今職代が言われたように地域が見守ることが基本だけでも、それができない危険という箇所については人的支援を市の方で調整してほしいということで意見をまとめたわけです。言ってみたら定例会でまとめた意見ですが、決定事項ですので、それを新年度、市に要望してもらってきちんと年度の途中にはある程度人的支援が確定出来て、陳述にもありましたが事前に通学路を新入生の子どもさんが歩いて練習してみるとか、そういう事も出来るような準備を。私も事務局の長ですから来年度進めますが、事務局の方もそういうふうに行きたらお願いしたいと思います。

他にいかがでしょう。

亥埜委員

これは要望ですが先ほどコミュニティ・スクールの件で、これからコミュニティ・スクール準備委員会が設置されるということですが、その中で人選ということがありましたが、交野市で初めて導入することなので人選は難しくなってくると思うので、やっぱりそのへんの人選は慎重にしてもらいたいと思います。

北田教育長

新年度メンバーが変わるかもしれませんが、準備委員会をつくって人選の方をしっかりといただいて、令和 4 年度にはそのメンバーを中心に交野の初めてのコミュニティ・スクールになるようによろしくお願いいたします。

他にいかがでしょう。なければ、次にまなび舎整備課の報告について質疑がありましたらお願いいたします。

伊丹委員

第一中学校区の新校のかたちを基本設計の概要版というかたちでいただいています。これはこれで立派なものをつくってい

ただいて分かりやすくなっていると思いますが、先ほど模型を展示されてるということだったんですが、3月末で2つに関しては移動させられるということだったと思いますが、その後の展示の先というのはどうなるのでしょうか。

殿山課長 その2つについて現在は交野小学校と長宝寺小学校に春から展示させていただく予定いただいております。

伊丹委員 子どもがこの設計書を見ても理解は難しいと思うので、分かりやすいかたちでお願いいたします。

北田教育長 他に質疑がないようでしたら、報告事項2の「交野市立第一中学校区 魅力ある学校づくり事業の状況について」を終わります。

次に、本日は1件の請願陳情があります。陳情者から、「一体型小中一貫校計画において市民プールを利用することについての請願陳情」が提出され、内容等を精査し、受理いたしました。交野市教育委員会会議規則第14条に、教育委員会に対して請願陳情をしようとする者は、教育長の許可する時間内に於いて事情をのべることができることとされています。また交野市教育委員会請願陳情取扱要項第4条に原則5分間を上限としこれを許可することとされていることから、者陳情者から、本日5分間の陳述を受けたいと思います。陳述後、各委員の方々からの質問があればお受けしたいと思います。

それでは事務局、陳述の準備をお願いします。

陳情者 (陳情者入場)

北田教育長 それでは5分間で陳述をお願いします。どうぞ。

陳情者 よろしく願いいたします。市民プールを20年以上利用して

いる市民として請願陳述させていただきます。

請願陳情項目は、一体型小中一貫校計画における市民プール利用計画を見直してもらいたいということです。

その趣旨及び理由は施設一体型小中一貫校計画において、学校内にプールを設置せず、社会教育施設である市民プールを専用利用することとしています。年間7万人の市民利用状況や現在のプール規模から考えると、市民利用が大きく制限されます。結果としてプール難民が生み出され将来の市民全体の健康、体育、スポーツ振興に大きな支障が生じると考えます。そのため学校にプールを作らず市民プールを利用するという計画の見直しを求めるものです。

教育委員会の説明では学校は夏季休業中を除く5月から11月の間、休館日の火曜日は終日、営業日の月曜日から金曜日は10時30分まで借り切るとしています。しかし市民プールもオープンから24年を経過し、天井の一部落下、水の浄化装置の不具合、水温が上がらない等々、故障で度々利用できないことが発生しており、安定した状態ではありません。その上、利用者のいない週一度の24時間の休館日をオープンすることは、休館日の翌日は水が綺麗といわれる水質浄化の貴重な時間が無くなります。直近ではこの月曜日も浄化機能が追いつかず水が非常に濁っていて綺麗ではない状態が発生していました。市民プールは市民が気軽に水に親しみ健康保持もできる唯一の市のスポーツ、健康施設であり貴重な財産です。長期期間の貸し切り状態により多くの朝からの利用者に利用制限がかかり、多くのプール難民が生み出されます。プールの故障による一年間の休館やコロナ禍の休館の際も多くの市民が行き場を失い、心身の健康を損なわれた方も出ています。また、将来の市民プールの利用方法の拡大にも制限がかかると考えられます。今回の計画は社会教育的視点、市民サイドへの検証や対応が具体的に何も検討されていません。

一方、学校サイドのメリットとして、①建設コスト及び維持費の削減、②教員の日常メンテナンス等の負担軽減、③専門指導員

による水泳指導の向上等、④プールの行き帰りは除き、気候を問わず利用できる。等が挙げられています。この課題は市内他校においても同様であり、教育委員会のプール将来計画を考えないまま進めることは、一中校区以外との教育の機会均等の観点から大きな問題だと思います。

また、施設的問題としては水深 1.3mから 1.4m で可動床がないため、例えば、スイミングスクール最大 72 名の場合、高さ 0.4メートル縦 1m 横 2m の水深調整台を指導員がところどころに設置し、泳力別に分け指導員 2 人 1 組で 14 名配置し実施しています。このプールに 100 人以上の学年全体で利用するには多くの指導員の確保が連日必要であり、水遊びプールを低学年に利用することは水泳授業として成り立たないことなど、まだまだ多くのデメリットは検証されていません。ついては、教育委員会として再度十分な検証検討を行い、計画の見直しを求めるものです。

我々よく思うんですが、教育委員会は社会教育も学校教育も含めてそうなので、よく教育委員会は学校教育を中心とした学校教育委員会という言われ方をよくされます。やはり、社会教育も含めた総合的観点からご検討をお願いいたします。

北田教育長

陳述が終わりました。今の陳述に対して質疑から始めたいと思いますが、私から最初に 2 つ、陳情者のお考えを聞くだけでその方がいいとか悪いとかではないので。

一つは、今もプール難民という言葉もありましたし、以前議員の方からこのプール利用に対してメールでご意見をいただいたときにも、子どもたちによって市民プールが乗っ取られるというような表現をされていたんですが、使われている方からすると学校が市民プールを使うというのは、自分たちの活動が制限されてしまうという意識を持たれるのかというのが一つと、もう一つは大阪府下でもこの北河内もですが、市民プールを使ったり、あるいは外部のスイミングスクールを使ったりというような自治

体もあるんですが、学校が外部のプールを使うことについて陳情者にとってはどういうお考えを持っているのか、この2つを願うことができますか。

陳情者

学校が外部のプールを使うということで、市民プールがより大きなプールがいくつかあればいいんですが、今の現状のプールの規模であれば、ミズノがスイミングスクールをしておられることによっても一般市民はレーンを制限されてしまうんです。こういう状況の中、ミズノの営業の関係あるので市民としては我慢しているところなんです。その代わりにスイミングスクールをしている時でも一般の方は横で使えるんです。ただ、学校が使う場合はプライバシーがあるからということで全面的に入れないということにもなっているんです。市民プールを使うのがまったく反対というわけではなく、今の市民プールの中では無理だということなんです。複数の市民プールがあるとか、代替え手段があるとかだいいんですが、そのへんのところなんです。

北田教育長

今のいきいきランドのプールを使うのは無理ではないかということですね。分かりました。

他にいかがでしょう。

村橋教育長職務代理者

教育委員会は学校教育の方にウエイトがいかると。しかし我々教育委員会、教育委員としての思いは学校教育、社会教育の両輪で回さないといけないという考え方で日々やっております。そこはご理解いただきたいと思っております。

今お聞きしたことで、使い方ですが、いきいきランドの市民プールを使うことは、スペース的に例えば広かったりもう一か所あるとかそういう事があれば問題がないと言われましたね。実際問題、私も学校現場の経験が結構長いので、その間、水泳部の顧問もしていたりして、プールの管理は大変だったという思いがあります。あくまで小学校も中学校もそうですが、年間の標準授業時

数は、水泳指導にかける時間というのは大体 10 時間くらいなんです。とすると、よく学校でしているのは 1 回 1 単位でやれるということで、時間を延ばして 2 単位を 1 回とか。例えば 1 回あたり 2 単位としたら 10 単位なら 5 回でいけますよね。そうしたら、1 クラスで入ろうと思っても担任 1 人、なかなか小学校で副担をそこに入れるというのは、他の授業もあったりしていただきたい副担が何人いてるのかというと 1 人、多くて 2 人です。となると複数のクラスそこに入れます。レーンを分けるとか、泳げる泳げないとかそういう泳力関係で、その子の能力でクラス分けするとかです。そうすると 3 クラスを監視というか、あるいは指導ということで、3 人そこに教員を入れるとしたら 3 クラス入れます。そうすると一度にその単位でいったらその回数 1 回で 3 クラスが入るとします、年間で何コマプール指導が必要かと計画を出すと、水泳の期間は 5 か月とか長いです。けどもこのコマ数を入れたときに全部がこの期間プールが埋まっていくそういう事ではないんです。だから市民プールの使用にしてもそのコマ数を入れていって、計画的にこれは無理がない、こういう事ですよとお示しして、これなら大丈夫、というふうに見てもらえたらありがたいかと思います。

陳情者

ただ、そのコマ数でもこの 3 月までに全て出してもらって我々が見て、いける、現場の先生方も絶対いけると、他の他市の例を調べても、だいたい、おっしゃったように 10 時間から 10 何時間の間を 2 コマを 1 コマにしてやっておられます。そういう例を読んだとしても、基本的に中学校までやっているところはないんです。例を調べてもほとんどないんです。中学校は中学校のプールを使っておられます。小学校はそういうふうにされているところがありました。そうすると、交野の場合はそういう具体的な計画が本当にできているのか。中学生のプール指導は市民プールを使って、私は現場ではないので知らないですけども、実際に中学生を連れてきてプール指導ができるのかどうか、現実的な判

断を現場で十分検証されて、それを3月までに我々に提示してくださいと言っていたんです。でも全然出てこない。やっと出てきたら月曜から金曜日迄使うとかそれだけの話しか出ていない。現場の方で具体的に検証されているのかどうか全く疑問です。その回答はいただけないまま現在に至っているので、こんな中途半端な形で、もうプールはつukらない、計画は出来ている、1年前になってプールは学校が使うのでご遠慮下さいと言われてしまうと、「えっ」となってしまうので、そこを強くこの3月までに何とか具体的に考え直してくださいと訴えさせてもらっています。

村橋教育長職務代理者 趣旨は分かりました。逆に言うと、データでそれを的確にお示しする事が大事ということですね。

陳情者

プールにしても1.4mの深さがありますから、向こうのプールの指導員から言えば、先生は上から見ていてくださいという感じですよ。今の先生は皆さん全て泳げるとなっておりますが、指導するのに、実際に見られたらわかると思いますけれども、怖いんです。それが本当に現場の先生ができるのか。インストラクターを今でもこれだけの人数集めて事故が起きないようにやっているの、それだけの人数を連日集めることが本当に可能なのか。今ほとんどインストラクターにしても正式のインストラクターと大学生のインストラクターです。それも土曜日だからできているんです。普段は72人とかはあまりいてないですから。50人くらいですね。この土曜日を見ているとそれだけの人数が配置されている。

それも一応水泳をしたいという子どもが集まっていて、学校の子どもは好きな方から嫌いな方もいると思うので、その指導は素人の私から見ても難しいと思うので、やっぱり十分な体制がいるのではないかと思います。そのへんを十分学校教員の間でも教育委員会の間でも認識されているのか。今のプールで実際に使っ

て見に来て泳いだりされているのか。私は20年近くプールを使っているのに今までいろいろ見てきました。スイミングスクールでも事故は起こりかけたことはあります。そんな話もよく聞いております。そんな危険なところなので、慣れた学校のプールではないプールで先生が指導されるということが非常に難しい。それも、毎日されるのではなくて、5月から11月などどういう期間かはわかりませんが、それを中学なんかでは非常勤の体育の先生が来られて、他の先生もプールに入って見られるような教員の余裕なんてないのではないかと。いろんなことで現場をどれだけ検証されているのかということが全く分からないんです。それで市民の方には全く知らされていない。こういう今までの教育委員会の議事録を見せていただいてもほとんど学校サイドの話はあっても市民がどういうふうになるかというお話は一つも議事録に上がっていません。

市民の方はいつも9時頃になったらプールに並んでおられます。その方が1時間30分ずらしてもらったらいいいじゃないかという話ではないんですよね。そういうかたちのスケジュールで動いていないから10時30分から来られる方は来られますし。実際にプールを利用されている人の気持ちというようなことを全然理解されていない、そういう事を議論されていないし、どこからも意見があがってきていないのが教育委員会の議事録を讀んでいて、全然出ていないと思いながら、分かっているのかな、と思っているところです。

北田教育長 他にいかがでしょう。

長谷川委員 少し視点を変えます。先ほどお話いただいた中で教育の機会均等の観点から大きな問題です、とおっしゃいました。

陳情者が考えておられる教育の機会均等とはどんなものか。例えば、分かりやすく言えば制服も違えば校則も違います。もちろん今度の新校にプール授業がないとなるとそれは機会の均等を

侵しているかと思いますが、今陳情者がお考えになっている教育の機会均等の観点からの問題、教育の機会均等をどのように捉えておられるのかお教えてください。

陳情者

まず、同意する条件です。まず学校にプールがないということが教育の機会均等からは外れているということと、それに以外に代わり得るものとして、いよいよ教育委員会サイドの判断としては、インストラクターの方がおられる、季節も6月の終わりから9月という期間ではなく、5月から11月の長期間使える、インストラクターがいるから安全だという面が強調されていて、逆に言えば他の学校はどうなるのかと。今のままで。市民プールに他の学校も入れるのは不可能じゃないですか。市民プールをいくつかつくっていくのであれば別ですが。

例えば市民プールがいいなと思うことであれば、市民プール使っている学校はいいな。使っていない子は、いろんな欠点が学校のプールから出ていますよね、それがずっと続く。それは教育の機会均等にはならない。どちらがいいかということは、私は学校のプールをより充実させた方がいいかと思いますけれども。それはともかくとして、市民プールを使うことと学校のプールを使うことによっていろんな差が出てくるなら、なぜ市民プールがいいかということの答弁の中で、プールの指導員がいてるとかいろんな話が出ていたと思います。それなら学校はどうなのかというと、学校にプールの指導員を置くのかというと、そういう話が出てきていなくてこの話が進んでいるので、そのへんでも教育の機会均等にはならないのではないかと思います。

長谷川委員

同一条件というワードが出ましたね。分かりました。ありがとうございました。

亥埜委員

20年間使われているということでお聞きします。

先ほども9時から並ばれているということで、利用する時間が

1時間ずれるということですが、そういった場合に多くのプール
難民ということですが、朝の9時から10時30分までの間で大
体何名ぐらいですか。

陳情者 実際に人数は数えていませんけれども、朝始まる前に20人ぐ
らい並んでおられるんです。私は朝からはそれほど利用してい
ないので。何人ということについては、人数は手元に資料がない
ので申し上げることはできないですけれども、市民プールの方に
聞いていただければ利用状況が分かると思います。

亥埜委員 20人ぐらい並んでおられるということですか。

陳情者 それぐらいは並んでいます。ただ、実際どれだけの方が使っ
ておられるかは。

北田教育長 他にいかがでしょうか。なければ私からもう1点。プールはど
の市町村もこれからどうしていこうかという課題です。その中
で、陳情者からプールの将来計画という言葉がでていますが、こ
れは交野市ではなくて近隣の市の学校施設の長寿命化計画とい
うところにプールについて書いてあります。

この市は中学校にはプールがなく、小学校だけにしかプール
がないんですが、こういうことが書いてあります。「小学校のプ
ールは使用率に対して建て替え等の建設費や維持管理費が大き
いことから、プールの集約化等を視野に入れつつ、今後の在り方
を検討します。」要は、プールというのは維持費コストが高いか
ら集約化して、今後の在り方を検討しましょう、というような
ことが書いてあるんです。これが陳情者が言われるプールの将来計
画ということでしょうか。

陳情者 そういう事ではないんですけれども、ただ、今のプールは老朽
化してきて維持費が高つく。そうすると、市民プールを使うと

いう考え方が分からないんです。交野の中に市民プールは一つしかないですよ。この市民プールは、今でもスイミング教室をしている時に一般の人は横のレーンが狭くなるけどもしている。本来的にはプールはフリーで泳げた方がいいので、プール教室でレーンを狭められると大変なんです。そのへんは言いたくても言えないんですけれども。

もう一度おっしゃっている趣旨をお願いします。

北田教育長

陳情書には、プール将来計画ということを書いておられるんです。これは、市町村によっては、先ほど申し上げたように、学校のプールとかは集約化した方がいいのではないかな、というような意見があるんですけれども、そういう意味での将来計画ということなんでしょうか。

陳情者

学校サイドのプールの将来計画というのは学校の中で議論していただいたらいいと思うんです。ただ、市民プールというプールを使うことに対しては、市民プールがいくつもあるのであればいいんですが、あの一つしかないプールで学校が使うということは非常に困るんです。ですから、市民プールがもう一つあるとか十分な状態であればいいんですけれども、そんな状態ではないんです。

北田教育長

プールの将来計画というのは、例えばいきいきランドのプールに他の学校もどんどん来るとか、そういうかたちの計画とは違って。

陳情者

ですからまず、どこかの学校にいいプールを作って、そこに隣の学校も行かれるとかそういう事はありかもしれませんが、それは検討してもらわないといけないんですけれども、それは私がいいとか悪いとか言う問題ではないんですが。ただ、市民プールは市民プールでおいといてほしいんです。稼働率は今でも結構いいんで

すからね。6、7万人の利用者はいますからね。プールが1年間故障したことで利用者が1万人減ってしまったんですね。やはり使えないという状態で他へ行かれて。いったん離れていかれたのでなかなか6、7万人には戻っていないところではあります、6万人は来ておられると。プール側もスイミングスクールを結構されて一般のレーンが狭くなってきている状態があります。そこへ学校という人数が朝から押さえられると。ここにも書いていますが、プールが非常に汚れているんです。それで今の計画でいえば、休みの日まで使われるというのはね。

北田教育長 質疑の時間なので、意見がおありでしょうけれども。

伊丹委員 今のお話をお伺いしていると、市民一般の方を優先してほしいというご趣旨かと思いますが、スイミングスクールにいられている子どもとか学校の子どもたちのことも当然市民の一部だと思うんですが、陳情者のお考えとしたら、そういった子どもたちも市民という枠には入ると思うんだけど、市民プールに関しては一般に使われている市民を優先してほしいというようなご趣旨なんですか。

陳情者 市民ということは赤ちゃんから高齢者まで全て市民です。それが今市民プールとしてみんな使っているんですね。そこに学校教育の学校としてのプールを持ってくるのは今の規模の中で無理だと私は思います。市民プールというのはやはり市民プールで学校プールではないですね。プールには違いないんですが、市民プールとしてできています。そもそも学校には全部今プールがあって、市民プールは20年程前にやっとできたんです。歴史的に先に学校からできているんですね。一時学校のプールが使えた時代もありましたが、それが駄目になって市民プールを作ることになって市民プールがつくられました。それで今やっと軌道に乗ってきている時期です。

北田教育長 他に質疑なければ、陳述については以上といたします。ただ今より、委員の皆様で討論いたしたいと思います。

それでは陳情者は退場してください。ありがとうございました。

陳情者 (陳情者退席)

北田教育長 では、我々の議論にうつります。請願陳情書にもありましたし、今のご意見にもありましたように、施設一体型小中一貫校の(仮称)交野みらい学園で、いきいきランドプールを利用する、ということですが、この見直しということを要望されてあります。いきいきランドのプールの利用につきましては、1年前の3月定例会や9月定例会でもすでに議論しておりますので、その中ではいきいきランドのプールの利用をするということを意見集約しております。それに基づいて基本計画がつくられ基本設計が進められました。したがって、請願陳情書にある、いきいきランドのプール利用について見直し理由とされているご心配な点について、まず事務局から説明をいただき、それを踏まえながら、教育委員の皆さんに主に議論いただくとすれば、「教育委員会のプール将来計画」がないまま進めることによる「第一中学校区以外との教育の機会均等」の点についてかと思えます。では、まず請願陳情書にある見直し理由となるいくつかのご心配な点の対応について、具体的には「いきいきランドの施設の老朽化について」「市民利用が大きく制限されることについて」「休館日の使用による水質浄化の心配について」「市民サイド(社会教育視点)での検証や対応について」「いきいきランドのプールで本当に授業ができるのか、またインストラクターは確保できるのか、などについて」事務局から説明願います。

福田課長 いきいきランドの施設の老朽化の件でございます。これにつき

ましては確かに 20 年以上経過している関係がございまして老朽化は否めないところがございます。ただ、今現状これまでの市民利用に加えまして、例えば学校利用が想定されることに関する、例えばより安心・安全・安定的な運営が求められることがございますので、これまで以上にしっかりとした予算確保に努めながら計画的に維持・補修・改修に努めなければならないと考えております。そして請願の中にもございましたが、例えば濁っているところがあるのではないかとか、そういったところに関しての話ですが、ろ過装置の不具合につきましては昨年度、濾材等交換させていただきまして、今現在はしっかりと動いております。また水温が上がらない等の問題もございました。これについては早急に修繕箇所を特定しまして対応させていただいたところでございます。そうした箇所以外にも、プール配管等も心配されているところもあると思いますが、昨年業者の方に確認したところ、私たちが現地検査をさせていただきまして、配管等につきましては問題はないと確認しております。ただ配管と配管をつなぐ。例えばフレキという部分、あるいはオーバーフロータンク、そういったところにつきましては一部水漏れ等の箇所がございましたので、その部分については早急に改修対応していかないといけないと考えております。ですので、こうした箇所を早急に修繕することによって安定的な運営を目指していくかと考えております。

2 点目でございますが、市民の方の利用制限が大きくなるというご意見でございます。先ほども陳情者のご説明の中でもあったかと思いますが、今現状、教育委員会として考えておりますのが夏季休暇を除く 5 か月間の利用でございまして主に休館日を除く月曜日から金曜日までの営業開始前の 8 時 30 分から 10 時 30 分。休館日である火曜日の 8 時 30 分から 15 時 30 分というふうに聞いております。そのため、休館日を除く平日の 9 時 30 分～10 時 30 分までの 1 時間については確かに現在ご利用いただいている方のご不便をおかけするかたちにはなるかと思

いますが、一日のトータル利用時間・トータル利用人数、あるいは一年を通しての学校教育における利用割合から考えますと、少し言葉に語弊があるかも知れませんが、影響が生じるのは一部の方なのかと考えております。ですので、多くの従来の利用期間の部分に関しましては影響がないというふうに考えております。

3点目でございますが、水質浄化の心配の補填でございますが、陳情者のお話では、濁っているというお話もございましたが、実際指定管理者の方で毎月決まった時間決まった日に水質検査をさせていただいております。その中でもすべての項目において問題なく、特に濁度については一定の基準を満たしているというところでございます。例を申し上げますと、7月、8月の夏休み期間、これにつきましては教育委員会の中でも報告をさせていただいているところではございますが、休館日を利用させていただいているという実態がございます。当然そのときも同じようなかたちで水質検査をさせていただいているんですが、通常8月の実地検査値と、9月の実地検査値、そういったものについては一切遜色はございません。どの項目についてもクリアされているというところがございまして、実際問題はないのかと。

では休館日どのようなかたちで洗浄作業をしていくのかというところですが、特にジャグジーや冷水浴槽については完全に水を抜いて清掃作業を行うところでございますが、25年経ったプールに関しては逆洗という作業がございまして、いわゆるろ過の装置を逆から水を通して沈殿物を浮遊させて取り除いて水を浄化するという作業がございまして、この作業を行っているわけでございますが、火曜日でしたら、営業終了となる時間から作業したとしても十分な時間を確保できる。今現状考えておる教育委員会の利用では15時30分までの利用と考えておるんですが、そこまでの時間であったとしてもそれから以降に逆洗作業しても十分に間に合うというふうにミズノからは確認しております。ですので、特にメンテナンスに関してはご心配されておられるところもございまして、休館日の利用があったとしてもこれまで同

様の水質を確保することはできると考えております。

市民サイドでの検証や対応についてですが、おっしゃっていただいていることは良く分かります。市民サイドの検証や対応を何もされていないようなご発言があったかと思いますが、私たちは令和4年4月に今の現指定管理者の更新が控えております。ですので、必ずしもミスノが次の指定管理者になるかということ、まだ現状分からない状況でございまして、この状況の中でいろいろ協議するのはなかなか難しいのかと。例えば利用料金にしてもそうでございますし、利用形態そういうところについてはミスノとは今現状話はできますが、違った業者が指定管理を取った場合、また検討し直さなければならないところがございまして、できれば次期指定管理者が決定いたしました段階で早急にそういったお話をさせていただいて実証実験そういったところを考えたいと思っております。当然次期指定管理者と協議が済みましたら速やかに市民の皆様へ、こういったかたちで議論させていただきますというようなお話ができればと、考えておるところでございます。

大隅課長

続きましていきいきランドのプール施設では授業が成り立たない、インストラクターが複数必要であるという点についてご回答申し上げます。

小プールについてのご心配をいただいておりますが、小学校低学年の水泳指導につきましては、水遊びの楽しさに触れること、水慣れ、水の中を移動する、潜る、浮くなどの基本的な動きを身に付けることを目的とすることから、いきいきランドの小プールにおきましても実施可能と考えます。使用時は滑り台等柵は撤去する方向です。また、低学年でありましても学習状況の進捗に併せて水深調整台を設置した上で、大プールを使用することが可能であることから授業が成り立たないということはないと考えております。

インストラクターにつきましては、授業における主たる指導者

についてはあくまでも教員です。インストラクターは水泳指導や学校よりも広くなるプール施設における児童・生徒の安全確保を担いますが、担任や体育担当教員もおりますことから、スイミングスクール並みのインストラクターの数にはならないと考えています。

北田教育長 今の説明で、ご質問ございますか。

伊丹委員 これまでも指定管理者の運営状況としてよくお伺いしているのは、プールは比較的好調だけでもフィットネス会員が減少してきてなかなか大変だと毎年お伺いしている状況ですが、今回学校がいきいきランドを使うことによって指定管理者に対して運営の上で影響はあるのでしょうか。

福田課長 営業時間でございます9時30分から10時30分、その時間につきまして学校利用を考えておりますので、本来であれば営業できる時間をその部分については学校利用としての減少分と捉えております。

ただし、当然私たちが利用する部分に関しましては指定管理者の方に利用料金等の支払いが必要となってくるかと思っておりますので、額にもよると思いますが、収入面でいきますと概ね相殺される話になるのかと思っております。

ただ、もう一つ付け加えさせていただきますと、少しお話からずれるかもしれませんが、改修の部分に関しましては、これまでミズノの方にもかなり迷惑をかけている部分がございます。財政的な余裕がない中で、なかなか施設改修というところに及ばないところがございますが、ただし私たちも今後市民の方以外にも学校が利用されることを強く財政当局にも申し上げまして予算確保の方には努めていきたいと考えておりますので、ミズノとしても、また一般市民の方の利用に関しましてもその点に関してはメリットになるのかと考えます。

伊丹委員 新校にプールを作らないというところで、プールを作る分の予算を市民プールに使うかたちによって補うというかたちだったと思いますが、仮に今後いきいきランドのプールを使ったとしても、学校がプールを持って、かつ、いきいきランドの改修を両立してするよりはいきいきランドを改修していく方が予算的にもメリットがあるという考え方でいいんでしょうか

今井次長 プールを利用する場合インストラクター等必要だと思いますが、学校にプールを作るよりはランニングコスト等を考えると安定していると考えております。

北田教育 他にいかがでしょう。

亥埜委員 朝の1時間の利用者についての統計は出ているんですか。

福田課長 参考になるか分かりませんが、繁忙期であります7月・8月・9月の9時30分～10時30分の利用の大体の平均で申し上げますと、月曜日85名、水曜日70名、木曜日60名、金曜日50名、土曜日・日曜日は100名程度になっております。

ただし、申し上げているとおり80名、70名なんですが1日の数から比べますと、例えば月曜日ですと1日ですと1,054名、火曜日ですと同じく1,080名、木曜日ですと1,025名、金曜日1,300名程度、そういった人数となっております。

北田教育長 これは1日の時間帯で80名ですか。

福田課長 はい。プールに入られる人数です。

北田教育長 学校としては繁忙期は避けるということによろしいですか。8月は夏休みなので、使うことは終わりの1週間しか2学期は

ありませんので使いませんが、先ほど 5 か月と聞きましたが、5・6・7・8・9・10・11月でいくと7か月あるわけですから、どこかの二月（ふたつき）を当然抜くわけですよ。それを繁忙期を抜くと考えていいんですか。

大隅課長 現在シュミレーションしている段階では、7月下旬から8月については使用しない方向で考えております。

北田教育長 いつからいつまでですか。

大隅課長 夏休み期間です。

北田教育長 夏休みはもちろん使用しないだろうけど、先ほど5か月を使用しますとお聞きしましたが、その5か月というのは何月ですかということです。

大隅課長 5月から想定しておりますので、5月・6月・7月の中間迄、また9月から再開いたしまして10月・11月、11月につきましては途中までと考えております。

北田教育長 7月・8月の繁忙期は避けるということですね。

大隅課長 はい。

北田教育長 9月は運動会の練習もあるので、避けるのなら9月も避けて11月の方がと思いますが、そのへんはシュミレーションしてもらったらいいかと思います。できるだけ繁忙期は一般の方の利用の方は確保できるようにとは思います。

村橋教育長職務代理者 今の話ですが、室内なので中旬までと言っておられましたが、11月までに延ばしてもいいのかと思います。市民の方がどうし

てもここはたくさん使っているという繁忙期があればそこを外して。7月はほとんど使っていないと思います。現状としたら。

北田教育長 学校がですか。

村橋教育長職務代理者 学校が。だからそこを外してしまって市民に使ってくださいと。それであと残りを授業のコマ数を入れていったら十分それでいけるのではないかと思うんですけれども。

もう一度シミュレーションしてもらえたら。一度に入れるのを何クラスで想定しておられますか。

大隅課長 低学年につきましては、小プールの大きさなどから2クラスずつ2つのグループに分けて一括り。3年生から9年生までにつきましては、4学級全て同時に指導することを想定しております。

北田教育長 先ほど陳情者から、水遊びプールで授業は、と疑問点を出されましたが、先ほど柵や滑り台はどけるということでしたが、それであるプールを授業に使うのは可能なんではないでしょうか。

大隅課長 先ほど申し上げましたとおり、1年生2年生につきましては、まず水に慣れる遊び、潜る遊び、浮く遊び、基本的な動きを学ぶということを目的としておりますので、小プールでも十分実施可能と考えております。また、1年生でも年度後半から2年生にかけても水深調整台を設置した大プールを使用することは可能ですので、そちらも含めまして授業が成り立たないということは考えにくいかと思います。

北田教育長 広さ的にはどうなんですか。

福田課長 現在の交野小学校と長宝寺小学校の小プールの実測をさせていただきました。交野小学校ですが7m×7mの水深55cmとな

っております。面積的にいいますと49㎡です。一方で長宝寺小学校は6m×15mで90㎡になります。水深が概ね60cmから75cmで、若干勾配が付いたような作りになっております。

いきいきランドの幼児用プールにつきましては、横幅10.2m、縦幅9.8mですので概ね面積的には十分同程度と考えておりますし、水深も深いところで65cm、手前側で40cm 22cmと階段状のかたちとなっております。

伊丹委員

要望ですが、今保育園なんかではプールがなかったりするのです。そのときだけ大きいプールを持ってきて水遊びをするというかたちでしているところがあるかと思えます。

小学校に上がると当然泳力、スイミングに通っている方は物足りないかもしれないけども、全くやっていない子にとったら大きいプールに入るのは非常に怖いことかと思えますので、そのへんを授業内容も関わるかもしれませんが、配慮しながら使っていただきたいと思えます。

北田教育

事務局の方説明に関しての質問はこれで終わりました、我々の討議に入ります。

昨年の3月と9月の教育委員会定例会の討議の中では、施設一体型一貫校ではいきいきランドのプール利用を進める、その際の移動の安全や支援の必要な児童・生徒の付き添いなど具体的な計画作成と説明は必要という結論だったと思えます。

村橋教育長職務代理者は、10月から教育委員になっていただきましたが、学校外のプールを利用することについて、どういうご意見をお持ちでしょうか。

村橋教育長職務代理者

結論から申しますと、近くにそういう市民プール等があれば、活用するような年間の指導計画を立てたらいいなと。これは児童・生徒もそうですが、教職員にとってもそのあたり十分市民プールでの指導は可能だと思えます。結論から言うと使用するとい

うことはいいと思っています。

初めて校長になった平成 17、18 年、たまたま東京の校長会の全国大会がありまして、その時に品川の方に連絡を取って見学をさせてもらったことがあります。それは品川自体、生徒指導でしんどい状況がある中で小中一貫校、東京ですのでいち早くコミュニティ・スクールを文科省との関係でつくっていたところですが、そこで施設一体型がスタートしているという情報を聞いて見学させてもらいました。その時に東京ですので敷地自体はそんなに広くないんですが、グラウンドを持ち上げて、その地下にプールとか小体育館とか、地下を上手く利用してそこにプールがあったんです。そこを学校が使用しないときは市民プールとして使います、という。それを平成 18 年に初めて見させていただいて、子どもたちの様子も 1 年生から 9 年生までの状況を見させていただいて、部活も含めてスムーズにやっていました。

それまで市民プールを使うという考え方が自分自身ありませんでした。あくまで学校の施設の中で学校のプールを使ってプール指導する。ところがそういった一体型の学校に対してそういうプール。あくまで市民プールというかたちです。そこを見てそれから違う県に行きましてプールのないところ。前はプールがなかったんですがその代り体育館が広がったです。それでどうしているんですかと聞くと、水泳教室をしているところとか、私立の施設を使っているとか、というところもあったんです。そういう中でプール指導をどうしていったらいいのかを考えたときに、自分の学校に戻ってプールを見たときに表面のコンクリートが剥げていて、非常に子どもたちが歩くのが大変で、そこにマットをひいて足を怪我しないようにするとかしていました。それで防水も駄目でどんどん水位が下がっていくので調べてもらったら、割れ目がある。浄化装置にしてもメンテナンスが必要で修繕とか管理が大変でした。そういう事も含めて、自分はどうだったかを含めて、施設の長寿命化計画は建物だけでなかなか費用の面でプールまではいかないんですが。しかしプールを一つ間違ったら大変

な事態になってしまうということで、施設面でしっかり維持管理しておかないといけないというところであるわけです。

そういったときに、今回のように第一中学校区で市民プールが使えるということであれば、せひいきいきランドのプールを使ってランニングコストを抑えられるのであれば、教育のソフト面にお金をもっていけたら子どもたちにプラスになると考えています。

北田教育

近くであれば活用すべきで、ランニングコストを下げれるのであればその分教育のソフト面、中身に充実してほしいということでした。

他にいかがでしょう。今回陳情者の陳述をお聞きになって、事務局の説明がありましたので、そういうのをお聞きになってご意見などありましたら。

伊丹委員

学校にプールがあれば、というところもあるんですが、現状として従来からお伺いしているのは天候とかの問題で年に1・2回は使えないという話も聞いたりするので、それであればきちりと使えるような状態であったとしても、外部でやったとしても、使えるような状態で水泳指導ができる環境が重要なので、モノとしてあるかどうかという話と、実際にそこを使って授業ができるかは別の問題だと思うので、しっかり授業ができる方を、というところで活用していただきたいと思います。

亥埜委員

いろいろな面であると思いますが、環境的にプールいっぱいの水というのは節約とか環境的にも考えていかないといけない時代なので、そういう事も観点から私は市民プールの利用でいいと思います

北田教育

先ほど申し上げたように、請願陳情書の中で教育委員の皆さんに主に議論いただくとすれば、「教育委員会のプール将来計画」

とそれを考えないまま進めることによる「第一中学校区と他の中学校区の子どもたちの教育の機会均等に反するのではないか」というあたりについて議論していきたいと思います。

まず、プールの将来計画ということで、先ほどの陳情者のお考えと市町村が考える将来計画では違う面もあるんですけども、学校プールの将来計画について今後交野市はどうしていったらいいか、ということで、教育行政もお持ちの村橋教育長職務代理者の方からお願いできますでしょうか。

村橋教育長職務代理者 私は枚方でしたが、枚方でもそういった担当課がありまして、そういったことをいろいろ話をしていく中で、例えば校区でプールを1つつくってそれを小中で使いあう、そういう事も含めて考えていく、という。今言われたんですが、水の入れ替え一回でいくらかかるかということです。10万円や20万円では済まないんです。もったいないと思います。

それから、あくまで水質管理は教員が管理していました。私も授業を時々プールに行ってみていましたが、そうすると子どもたちがプールに入って目が痛いというんです。pH計測しているはずなのにと思って、おかしいと思って計測してみたら高いんです。今日入ったときに担当教員がまた塩素を入れてるんです。入れてないと思って。なので、管理者も決まっていますが、授業者も塩素を入れたりして。これは困ったことだと思って、教員で潜って入れた塩素を出したりとかそんな経験もあります。しっかり見ていくというのは一人で見たらいいんですが、その者も陸上の授業をしたり体育館で器械体操をしたり、ずっとプールにいてるわけではないので、その授業者によって見ているので、これは問題だと思って私がここで張り付いておかないといけないと思ったときもあったんです。

あくまで、プール指導は大事だと思ってます。小学校1・2年生は水遊び、体験、要は水に慣れさせる、自分の命を守る安全をどうしたらいいのかというようなことに、それをつなげていくこ

と。そして将来水泳を通してスポーツに親しんでいけるというような生涯にわたって水泳をそれに結び付けていとか水泳の持つ流れはあると思うんです。時間数が少ないからどうでもいいんだということではなくて、そこは大事だと思っています。

それを市民プールを使うのか学校のプールを使うのか、それとも校区で一つプールをつくるなど、それはあくまでハード面でいろいろあるんですが、しかしどの学校も10時間は水泳指導をしっかりとしましょう、1年生から6年生それを中学校1年生につないでクロール、平泳ぎ、それが例えば背泳ぎにつなげてそれを増やしていくとか、中学校3年生までずっとつながっていく。それが大事かと思っています。

今後、教育委員会としてプールを施設の面でプールをどうしていくのかというのは、長期のスパンで現状も踏まえてしっかり議論していく必要があると思っています。

北田教育長

プール施設は長期のスパンでということでした。一般的にプールの改修というのは20年か30年サイクルかと思います。ただ、どの市町村でも20年30年サイクルでしているところはまずないかと思います。10年に一回くらいは防水シートの張替えなどをしながらなんとかもたせているのではないかと思います。私も個人的なことですが交野小学校の卒業生ですが、更衣室とトイレは変わりましたがプールの本体は私が子どもの時と同じだと思います。

だからそのへんでいうと、将来的にどのようなかたちでプールを維持していくかという計画は必要かと思いますが、先ほどもおっしゃいましたが財政的なところもあって、なかなか計画的には難しいのは確かとは思いますが。

例えばおっしゃるように、プールの授業も大事ですし教員の負担もあるというのも事実だと思います。

長谷川委員

水にどれだけお金がかかるとか、老朽化に対応するための修繕

費とか財政的なことももちろん大事だとは思いますが、先ほどおっしゃっていただいたように、数時間の授業だから適当ではなくて、水に関わる授業ですので少しのことで大きな事故につながりかねない安全面の対応は大事です。屋内か屋外かの話になると思います。今まで従来通り屋外であれば今は天候に左右されますよね。裸足で歩けないような暑い日差しのもとで入るプールもあれば、本当に入るのというくらい紫の唇になりながら歯をガタガタしながら入らないといけないプールもありますし、中学校に入ると見学者も増えます。その子供たちの待機する場所の確保も従来の屋外プールだと難しいところがあったりするのを経験しています。一番いいのは各学校に屋内プールがあるのがいいという話になってしまうかもしれませんが、先ほどもおっしゃっていましたが水の入れ替え、修繕費等々いわれるように結局財政面的には現実的ではないのはすぐに分かります。新校が外のプールを利用する、もちろんこれから大事なところはそこがモデル校になるように、よかったねと言えるようなプール教育がなされることが一番大事かと思います。

先ほども、同一条件が教育の機会均等であるというようにおっしゃって、そこが一番聞きたかったのもその答えが今残っていますが、同じ条件であれば同じ教育ですかということですよ。違うと思います。その学校の取組み、先生方のお考えによって例え同じ条件でも教育の内容は変わってきますし、それが機会均等を侵しているとは私は思わないです。学校外でのプールはもちろん初めてのことなので、いろんな不安やいろんな疑問な点は出てくるのは当然ですが、教育という意味ではそれを我々は他の学校のモデルになるような、プール授業だけではないですけども、それを作り上げていくぐらいの気持ちで先生方のお話もお聞きしながら前進していければ、それが一番いいのかと思います。ただ、今ある学校でのそういう問題もありますよね、というお話です。

北田教育長

将来計画というのは施設だけとは違って、モデル校といいます

かそういうプールの指導のモデルとして将来的な計画をつくって指導を、教育の中身ですね。

亥埜委員いかがでしょう。学校の様子などよく知っていらっしゃると思いますが。

亥埜委員

今聞いていてプールの授業というのは、水のことですから命の危険が出てきますので、先生一人で見るというわけにはいかないので、副担任の先生とか補助の先生を使わないといけないと思います。安心・安全が最優先のことなんですが、プールの授業は泳げるようになるということがまず第一に考えないといけないことなので、それは学校のプールでも市民プールでも同じことなので、特に市民プールだからいいとか、副担任がインストラクターに変わって、ちゃんとみんなが泳げるようになればいいかなと思います。ただ、一番危ないのが、泳げるようになったからといって川や海での事故もありますので、そのへんの危険性もこれから教えていかないかと思います。

北田教育長

もちろん安全もそうですが、泳げるようになる授業内容の充実ということでした。

伊丹委員は先ほども社会教育的視点でご質問がありましたが、これまでも指定管理についていくつか定例会や協議会でご質問がありましたが、伊丹委員から見て今回のいきいきランドのプールを使用すること、それが将来的に交野のプールにどのような影響を与えるか、ご意見ございますか。

伊丹委員

要望というところもあるかもしれませんが、先ほども陳情者から直近でも水が濁っていたという話があって、よく使えない期間が結構あるという話は聞いたりとか、ご報告をいただいたりしています。毎年指定管理者のご報告においても、報告としては今年はこれだけ修繕費がかかりましたとか、会員が少し減ってきてあまり売り上げがないですということもあったりして、年数が経っ

てくるとどうしても修繕は必要なんでしょうけども、このままいったらどうなるのかなこの施設は、みたいなところは心配としてはあるんです。

市としての財政の問題もあると思うのでお金をかけられる限界もあるかと思いますが、今回学校が使うという話になったときに、学校の施設として使うとなった以上は、ちゃんとしたものをちゃんとしたかたちで提供しないといけないということになると思うので、学校のプールに関して費用をかけないいきいきランドのプールに手を入れていただいて、市民の方も気持ちよく使っていただくようなかたちで環境を整えていただくと、学校も市民の方も両方メリットがあるかと思うのでそこに期待したいと思っております。

北田教育長

今のご意見でもありましたが、先ほどの陳情者の教育委員会は社会教育よりも学校教育に力を入れているのではないかというご指摘がありましたが、そうではなくて今回のプールにしても学校のプールもいきいきランドのプールも両方とも市のプールであって市が維持管理しているプールですので、どちらもいい状況・状態で使ってもらおうというのが一番なのかなと思います。

それ以外では、今伊丹委員がおっしゃったように総合的に学校の子どもたちが使用するのであれば、いきいきランドのプールを集中して検討してもらって、市民の方、全ての方がいきいきランドのプールが使いやすいという、そういうところは社会教育として大事なのかと思います。

先ほど長谷川委員からもありましたが、教育の機会均等ということで、教育委員会としても教育の機会均等というのは大事な点かと思っておりますので、もう少し議論をしたいと思います。

法律の専門家ということで、伊丹委員、教育の機会均等というイメージを持てばいいでしょうか。

伊丹委員

法的な意味の教育の機会均等というのは、教育基本法の第4条

第1項にあるようなかたちで、「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。」というところで、どういう人であったとしてもきっちり学校教育を受けさせてもらいましょうというところなのかと思っています。なので、今回はプールの件になっていきますが、例えば新しい学校の子どもたちがプール教育を受けられないとなればもちろん問題ですが、今回はそういうケースではないのでそこは当てはまらないと思います。あとは文科省が出しているホームページを見ていると、この教育の機会均等というところのコメントのところで、「ひとしく、その能力に応ずる」というところに関しては、すべての児童生徒に同一の教育を与えることを意味するものではなく、個人差に応じる教育を施すものである。というかたちで書いているので、先ほどもおっしゃっていた画一のようなお話とは違うかというふうには思います。これはあくまでも法的な観点になると思います。

北田教育長 法的なところで伊丹委員のお話がありましたが、亥埜委員いかがでしょうか。

亥埜委員 第一中学校区だけ新しい学校をつくっていきいきランドのプールを使用して、他の校区と違って不平等という意見も出てくるでしょうけれども、学校サイドのメリットがあるなら、やっていくべき。予算的に4中学校区全部一度にというのは難しいでしょうけれども、一気に解決できるまで全部一律に放置しておくことが教育の機会均等や平等ではないので、「教育の機会均等」には反しないと思います。

北田教育長 長谷川委員は先ほど制服とか規則とかおっしゃいましたが、お子さんが小中と交野で勉強してこられて、そういう意味から教育の機会均等はどのようにお考えですか。

長谷川委員

先ほどもそこに触れさせていただきましたが、学校の取り組み方によって内容がまったく違うわけです。例えば今年卒業した3年生が行った修学旅行を例にあげましても、行先も方向もみんな違うわけです。一つの学校が飛行機で遠くへ行きました。こっちは学校はバスで近くでした。それは教育の機会均等に触れているのかといえどもそれも違うと思います。プール課題の対応もいろいろあると思いますが、学校、学年の取り組みによっても違ってきますし、取り組みたくてもできる学校とできない学校あるでしょうし。そういった意味では今度の新校は今までとは違う新しいかたち学校ですから、その学校の取り組み、計画に対して機会均等に反するといったことではないと思います。

北田教育長

取り組み内容、例えばプールなら、どこで授業をするか、などの取り組み内容の違いであって教育の機会均等に反するものではないということだったかと思います。

村橋教育長職務代理者いかがでしょう。

村橋教育長職務代理者

今交野は4中学校区とも一貫教育を推進しているという実績があります。その中で新校が施設一体型でやっていくという時に、他の校区との兼ね合いに差は出るのではということも出るかと思いますが、建物のハード面どうこうよりも教育はソフト面だと思っています。例えば5年生・6年生で教科担任制でいきます。そうしたら、施設一体型小中一貫校だけ教科担任制をスタートするのではなくて、他の学校区も同じように教科担任制でいくべきです。その違いが出たら不公平不平等が出てきます。子どもたちに同じ授業のやり方でそこには何が必要かということ、市単費で教員を付けていく必要があります。府費負担教職員だけでははっきり言ってまわらない。そこで、市単費で教員を期限付きで採用するなり。そこで初めて成立する話なんですけれども、そういうことも踏まえて一貫教育どこの校区でもどこの学校・校区でもこ

ういうかたちでやっていますという説明ができるようなかたちにしていくということが必要だと思っています。あくまで交野の教育のベースを大事にしていく、それをベースにして令和の新しい教育、それが展開できるようなそういった仕組みづくりを教育委員会としても各学校をバックアップしていく必要があると思っています。

北田教育長

皆さんの意見は、教育基本法に示されている「教育の機会均等」は、教育の機会均等は大事なところですので、プールだけではなく、今村橋教育長職務代理者がおっしゃったように様々な小中一貫教育の中身にしてもそうなのかなと思います。ただ、法的なところでいう教育の機会均等では伊丹委員がおっしゃったように、人種・性別・考え方・経済的なところで本来教育を受けるべき権利を奪われるとか、あるいは侵されるとか、そうではなくて教育の機会を平等に、という機会均等なのかなと思います。ただ教育内容や取組みについて見ると各学校の特徴があるのでその均一化ではないということで、特にこれからソフト面も含めて、新しい学校小中一貫校の取組みの内容を他の学校に広めることで、亥埜委員もおっしゃいましたが、一貫校のメリットがあればそのメリットを他校にも広めていくという取組みも大事かと思っています。

他にご意見があればお願いします。

各委員

なし

北田教育長

そろそろまとめたいと思います。皆さんの意見を総合すると、学校のプールは、老朽化も含めて課題があります。それを改善しようとする、財政面だけではなく、指導方法も含めて、将来を見据えた計画が必要である、ということはみなさん共通した意見だと思います。その際、学校プールだけではなくいきいきランドのプールも当然市のプールですので、いきいきランドのプールも

含めた維持管理も併せた検討が必要だろうと思います。

それが、いきいきランドのプールの安定的・計画的な維持、管理にもつながって、子どもたちだけではなくて、市民の方も含めて、より良い状態でいきいきランドのプールを使用できる、ということかと考えます。

また、「プールの将来計画」がないまま、いきいきランドのプールを利用するということは、(仮称)交野みらい学園と他の中学校区の学校との差ができるのではないかと、教育の機会均等に反するのではないかと、というご意見もありましたが、それについては、取組みの差であって、教育の貴会均等というものに反するものではないと考えます。ただ、プールも含めて各校の課題については、財政面の調整ですけれども、可能な限り進めなければいけませんので、そのときには(仮称)交野みらい学園の取組みがスタンダード、基準となって、その基準を基に、他の学校もより改善していくということが必要なのかと思います。

いきいきランドプールの活用につきましては、先ほどもご意見がございましたが、早朝のプール利用を楽しみにしておられる方もいらっしゃるでしょうし、繁忙期には特に多くの方がいらっしゃいますので、そのへんの計画を維持・管理している交野市、指定管理をする業者、使う学校の調整をこれからより一層事務局にお願いして、令和4年度から指定管理者が変わりますので、それがミスノかどうかはわかりませんが、指定管理者ときちんと検討してはっきりとこの時期にはこのくらい使えますと表に出せるようなそういった取組みをお願いします。

このへんでまとめはよろしいでしょうか。

各委員

結構です。

北田教育長

それでは、今述べたことをまとめとして、今回の陳情を終わりといたします。

次に、議案第8号「交野市教育委員会事務局組織規則の一部を

改正する規則について」を議題といたします。所管課より説明をお願いいたします。

西井室長代理 議案第8号について説明させていただきます。第4条に定める各課の分掌事務を見直し、教育総務室、学務保健課、まなび未来課の事務を修正するものです。

第4条第1項の教育総務室の事務には、「テ 交野市学校教育振興基金に関すること。」を加えております。こちらは、令和2年3月31日に制定された交野市学校教育振興基金条例に定める同基金に関する事務の所管課が明確でなかったため、今回教育総務室の所管であることを明確にするものです。

第4条第2項で定めている学務保健課、まなび未来課の事務については、学務保健課の「ノ 教育ネットワークシステムの運営及び維持管理に関すること。」をまなび未来課の事務といたします。こちらは、現在校務支援システムの導入に向けた事務等をまなび未来課が担っていることを踏まえて修正するものです。

改正は以上の2点となります。ご承認賜りますようお願いいたします。

北田教育長 説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

各委員 質疑なし

北田教育長 質疑なしと認めます。

それではお諮りいたします。議案第8号「交野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」、原案のとおりで議決することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし

北田教育長 異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり議決されました。

続きまして、議案第9号「交野市立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」を議題といたします。所管課より説明をお願いいたします。

大隅課長 議案第9号「交野市立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則」についてご説明いたします。

今回の規則制定につきましては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正され、第7条に規定する教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針が告示されたことに伴い制定するものでございます。

続きまして、規則の内容をご説明いたします。第1条では規則の趣旨について、第2条では教育職員の業務量の適切な管理等について、第3条では上限時間の原則についてそれぞれ定めるものでございます。上限時間については、第3条第1項にありますように、1か月について45時間、1年について360時間を原則とし、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合について、第3条第2項第1号では1か月について100時間未満、第2号では1年について720時間、第3号では1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月あたりの平均時間について80時間、第4号では1年のうち1か月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6か月を上限とするものであります。

なお、この規則の施行につきましては、令和3年4月1日から施行したいと考えております。

以上、簡単ではございますが、議案第9号「交野市立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則」の説明は以上でございます。よろしくご審議賜りましてご可決いただきます

ようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

北田教育長 説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

村橋教育長職務代理者 今現在の教職員の出退勤の管理の方法と、現状、例えば 100 時間を超えているという教職員が何人くらいいるのか実数を教えてください。

大隅課長 現在のところは毎月月末が終わり次第、各学校に勤務時間管理簿の様式にて提出等求めています。その把握に基づきましてこちらで把握をしておるものでは令和2年度につきましてコロナ禍で臨時休業等もございましたので、そちらの勤務時間外の業務については時間的には短くなっていますが、その後は時間外勤務時間が増えている状況でございます。

今年度2学期9月・10月につきましては、先ほどの数字で申し上げますと、45時間を超えている教職員につきましては概ね25%から30%程度の教職員がございました。年末にかけて10月・11月については概ね同様の数字がございます。それより1年遡りまして令和元年度の状況につきましても、年度当初の4月・5月・6月また先ほどの2学期の9月・10月・11月につきましては時間外労働の時間が多いという現状がございます。

北田教育長 他にいかがでしょう。
これは、法に従って文科省がつくった指針に関して交野市として規則をつくるということですか。

大隅課長 はい。

北田教育長 今職代からありましたように教職員の負担軽減、業務量の適正化というのも大事かと思っておりますので、新年度予算で校務支援シス

テムとか付きましたがすぐには難しいとも思いますが、またそういうものも活用しながら教職員の負担軽減に努めていただきたいと思います。

他にいかがでしょう。

各委員 質疑なし

北田教育長 質疑なしと認めます。

それではお諮りいたします。議案第9号「交野市立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」、原案のとおりで議決することにご異議ございませんか。

北田教育長 異議なし

異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり議決されました。

続きまして、議案第10号「交野市いじめ防止基本方針の改訂について」を議題といたします。所管課より説明をお願いいたします。

大隅課長 議案第10号 交野市いじめ防止基本方針の改訂について、ご説明させていただきます。

2月の協議会において、ご提示させていただき、ご審議を賜りましたところ、内容に修正箇所はございませんでしたので、本日の議案としております。ご承認を賜りますようお願いいたします。

北田教育長 説明が終わりました。これは今あったように2月協議会で見ていただいておりますので、それ以降何かお気づきの点とか今見られてお気づきの点がありましたらお願いします。

各委員 質疑なし

北田教育長 質疑なしと認めます。

それではお諮りいたします。議案第 10 号「交野市いじめ防止基本方針の改訂について」、原案のとおりで議決することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし

北田教委長 異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり議決されました。

続きまして、議案第 11 号「大阪府公立学校長（任期付）」の令和 4 年度任用に係る意向調査について」を議題といたします。所管課より説明をお願いいたします。

大隅課長 本調査は、令和 4 年度から 3 年間の任期付校長を市として任用する希望の有無にかかるものです。参考資料としまして、募集要項と平成 20 年度以降の大阪府全体の募集状況を配付しております。

募集状況をご覧下さい。本市におきましては、平成 26 年度に 1 名希望いたしましたが、最終的に辞退となり任用はかないませんでした。また、平成 27 年度に 1 名希望し、選考の結果、1 名を任用いたしました。

来年度以降の校長の必要数ですが、教頭や事務局指導主事に校長名簿登載者が数多くいることや令和 4 年度の交野みらい小学校（仮称）の開校を受けて校長の必要数が 1 名減となることに加え、小中一貫教育を推進するにあたって本市の状況を把握しているそれらの者を校長として任用することが望ましいと考えますことから、事務局としましては、令和 4 年度任用の任期付き校長を希望する必要はないと考えます。ご承認いただいた後に資料にあります意向調査票にて大阪府教育庁に回答したいと考えてお

ります。説明は以上でございます。ご承認を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

北田教育長 事務局としては、今あった理由で任用は希望しない方向で、ということでしたけれども、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

各委員 質疑なし

北田教育長 質疑なしと認めます。
それではお諮りいたします。議案第 11 号「〔大阪府公立学校長（任期付）〕の令和 4 年度任用に係る意向調査について」、原案のとおりで議決することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし

北田教育長 異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり議決されました。
これで案件は終了いたしました。次回ですが 3 月 31 日に、市の職員の異動に関して臨時会を持つよう予定しております。
これは職員人事でございますので、非公開としたいのですがよろしいでしょうか。

各委員 はい

北田教育長 それでは臨時会は非公開といたします。
以上をもちまして令和 3 年第 4 回教育委員会定例会の案件全てが終了いたしました。

交野市教育委員会会議規則第20条の規定により署名する。

交野市教育委員会

教育長

委員
